

○ 調査主任官の指名について（通達）

〔平成19年12月7日少甲達第40号〕
〔警察本部長から部課署長宛て〕

少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）において、触法少年に係る事件の調査（以下「触法調査」という。）及びぐ犯少年に係る事件の調査（以下「ぐ犯調査」という。）について、調査主任官を指名すること等が新たに規定されたが、その運用について下記のとおり定めたので、遺憾のないようにされたい。

記

1 根拠

- (1) 触法調査 規則第18条
- (2) ぐ犯調査 規則第30条

2 指名者

警察本部長又は警察署長（以下「警察本部長等」という。）

3 対象事件

- (1) 触法少年に係る事件
- (2) ぐ犯少年に係る事件

4 調査主任官の職務

(1) 触法少年に係る事件

- ア 調査すべき事項及び調査に従事する者の任務分担を定めること。
- イ 押収物及びその換金代金の出納を承認し、これらの保管の状況を常に把握すること。
- ウ 調査方針を立てること。
- エ 調査に従事する者に対し、調査の状況に関し報告を求めること。
- オ 調査の適正な遂行及び当該調査に係る少年の自殺その他の事故の防止について調査に従事する者に対する指導教養を行うこと。
- カ 家庭裁判所、児童相談所、学校その他の関係機関との連絡調整を行うこと。
- キ 前記ア～カに掲げるもののほか、警察本部長等から特に命ぜられた事項。

(2) ぐ犯少年に係る事件

- ア 調査すべき事項及び調査に従事する者の任務分担の決定
- イ 関係機関との連絡調整
- ウ その他の適正な調査の遂行及び管理のために必要な職務

5 職務遂行上の留意事項

- (1) 「調査すべき事項」を定めるに当たっては、調査方針に基づかなければならない。
- (2) 「職員の任務分担」を定めるに当たっては、各職員の調査能力等の状況を十分に考慮しなければならない。
- (3) 「調査方針」を立てるに当たっては、関係するすべての資料を総合的に検討しなければならない。
- (4) 事件の調査期間の長短を問わず、押収物及びその換価代金の出納については、調査主任官の承認を受けなければならないため、随時点検することにより、これらの保管の状況を常に把握しなければならない。
- (5) 各職員に対し報告を求めることにより、その調査の状況の掌握に努めなければならない。

ない。

また、職員に対し報告を求めるに当たっては、報告の内容について他の資料との整合性等を検討することができるようにするため、当該事件の調査の全般の状況を考慮し、多角的に質問をするなどの配慮をしなければならない。

- (6) 「指導教養」は、各職員が、適正に、かつ、事故防止を図りつつそれぞれの任務を遂行することができるようにするため、当該職員に対し、個別的行うものであるから、各職員の調査能力等の掌握に努め、当該職員の調査能力等及びそれぞれの任務を考慮し、必要と認められる指導教養を行わなければならない。

6 適切な指名

(1) 基本的考え方

警察本部長等は、調査主任官を指名する場合は、当該事件の内容並びに所属の職員の調査能力、知識経験及び職務遂行の状況を勘案し、その職務を的確に行うことができると認められる者を指名するものとする。

(2) 指名に当たり勘案すべき事項

ア 事件の内容

事件により、調査すべき事項、調査に従事する職員の数及び階級構成等が異なり、また、調査を遂行する上で必要な専門的知識等も異なることから、その内容によりいかなる者が調査主任官として職務を的確に行い得るかを判断すること。

イ 職員の調査能力及び知識経験

調査主任官には、事件の内容に応じ、調査の組織の要としての職責を全うし得るだけの調査能力及び知識経験が不可欠であることから、過去に担当した事件や教養を受けた経歴等を勘案すること。

ウ 職員の職務遂行の状況

当該事件の内容に応じた調査能力等を有する警察官であっても、他の多くの事件の調査主任官に指名されているなど、既に業務負担が大きい場合は、当該事件の調査主任官としての職務を的確に行うことが困難な場合があり得ることから、職員の職務遂行の状況を勘案すること。

7 調査主任官指名簿の作成

調査主任官の指名に当たり、触法調査については、別記様式第1号、ぐ犯調査については、別記様式第2号の「調査主任官指名簿」に所定事項を記載して、指名者（専決処理する場合は専決者）において押印した後、「調査主任官指名簿」に編綴し、主管課において、指名を受けた者が閲覧できる状態で、備え付けておくものとする。

8 調査主任官の職務の遂行に対する指揮等

警察本部長等、調査担当部課長及び警察署の課長等、調査主任官の上司に当たる者は、各種決裁に際し必要な報告を求めるなどして、事件の内容等の掌握に努めるとともに、調査主任官の職務の遂行の状況を点検・確認しなければならない。この場合において、掌握した事項を考慮した上で、当該調査主任官に対し、必要な指示等を行うものとする。

9 調査主任官が交代する場合の引継ぎ

人事異動等により、調査主任官が交代する場合は、関係書類、証拠物等の整理を行うとともに、調査の状況その他必要な事項を明らかにし、事後の調査に支障を来すことがないようにしなければならない。

触法調査

別記様式第1号（活動規則第18条）

（その1）

第 号

調査主任官指名簿

指名者

少年警察活動規則第18条第1項及び第3項の規定により、次の者を以下に記載する触法少年に係る事件の調査主任官に指名する。

所 属		階 級	
係(課)		氏 名	

調査主任官の職務：当該事件の調査につき、指揮を受けて行う次の職務

- 調査すべき事項及び調査に従事する者の任務分担を定めること。
- 押収物及びその換価代金の出納を承認し、これらの保管の状況を常に把握すること。
- 調査方針を立てること。
- 調査に従事する者に対し、調査の状況に関し報告を求めること。
- 調査の適正な遂行及び当該調査に係る少年の自殺その他の事故の防止について調査に従事する者に対する指導教養を行うこと。
- 家庭裁判所、児童相談所、学校その他の関係機関との連絡調整を行うこと。
- 警察本部長又は警察署長から特に命ぜられた事項

指名の 年月日	事 件 名 (他と区別できる程度に簡単に記載)	指名者 の 印	被指名者 の 印	備 考

ぐ犯調査

別記様式第2号（活動規則第30条）

（その1）

第 号

調査主任官指名簿

指名者

少年警察活動規則第30条第1項の規定により、次の者を以下に記載するぐ犯少年に係る事件の調査主任官に指名する。

所 属		階 級	
係(課)		氏 名	

調査主任官の職務：当該事件の調査につき、指揮を受けて行う次の職務

- 調査すべき事項及び調査に従事する者の任務分担の決定
- 関係機関との連絡調整
- その他の適正な調査の遂行及び管理のために必要な職務

指名の 年月日	事 件 名 (他と区別できる程度に簡単に記載)	指名者 の 印	被指名者 の 印	備 考

